

- TOP I X
- 6月 税務カレンダー
- 所得拡大促進税制
- 永田未来塾

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号

TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371

Mail : nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp

HP : <http://www.taxnagata.com>



TOP I X

6月に入り蒸し暑い日が多くなりましたが、みなさんお変わりなくお過ごしでしょうか？
雨が多くなりジメジメした季節になりますが、気合で乗り切りましょう！

今回のテーマは、所得拡大促進税制です。
要件を満たした場合は、税額控除が可能で非常に大きな優遇制度です。
現行税制と改正税制と2回にわたりご紹介します。
是非、ご覧になってください。



税務カレンダー

6月 水無月

11日

源泉税納付期限

15日

所得税予定納税額の通知

30日(7月2日迄)

4月決算法人の確定申告期限
H30年10月決算法人中間申告
消費税・地方消費税中間申告

所得拡大促進税制 ①

所得拡大促進税制とは・・・

青色申告書を提出している法人又は個人事業主が、下記①～③の全ての要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税又は所得税から控除できる制度です。

①平成24年度給与総額と比べて適用年度給与総額が3%以上増加していること

②給与総額が前年度を上回っていること

③適用年度の一人あたり平均給与が、前年度の一人あたり平均給与を上回っていること

※今回ご紹介した所得拡大促進税制は、平成30年3月開始事業年度までが適用です。
平成30年4月以降開始事業年度分は、次回ご紹介いたします。

詳しい適用要件内容については、当事務所職員までお尋ねください。





～未知を道へ変えていく～

永田未来塾で経営計画を作成しませんか？

① 自社分析

自社の状況を数値化することで問題点を整理

② 経営理念・目標達成

経営者の経営目標と理念を明確にすることで、会社の方向性を確認

③ 5か年計画立案

計画を作成したことで今後の経営の指標にでき、対外的にも会社の計画を表示が可能



当事務所の経営計画チームが、これから先の成長戦略・資金繰り・利益の見通し、節税対策など、さまざまな面から経営のサポートを行います。

～開催日時～

6月7日(木)・7月5日(木)

8月2日(木)・9月6日(木)

午前10時～午後5時(予定)

～参加費～

54,000円(税込)

昼食付・1社2名様迄

お気軽にお尋ねください。

セミナー内容

午前	<ul style="list-style-type: none"> 経営計画の必要性 自社分析(販売力・体力分析・強み/弱みの整理) 経営理念作成(企業の目的・使命・価値) 中期経営目標作成(5年後のあるべき姿)
午後	<ul style="list-style-type: none"> 売上計画作成(売上・限界利益目標の設定) 経費計画作成(人員、販売活動、製造費etc) 設備投資計画作成 (回収・支払・在庫・投資・借入・返済etc) 改善計画作成 (何通りもの計画を比較し最善の計画を作成) 当期目標設定 (中期目標を実現する為の初年度の目標設定) 目標達成のための経営サイクル確立について解説 経営計画書(完成)の確認

[編集後記]

1年の中で私が最も苦手とする梅雨に突入してしまいました。そんなイヤーな時にまるで私を励ましてくれるかのように咲き誇る紫陽花。その中でもガクアジサイという品種がありますが、その花言葉は「謙虚」。まさに近頃の私が忘れてしまっていることでありまして・・・。

先日、永田会計に新しい仲間が増えたのですが、その人をみていると、まさに謙虚そのもの。もう一度忘れかけていた初心を取り戻そうと心に誓う水無月なのであります・・・。